河南町特定事業主行動計画

平成22年3月

河南町役場 河南町議会事務局 河南町水道事業(まち創造部) 河南町教育委員会事務局 河南町消防本部

I 総論

1 目 的

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることが出来るよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、 情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画 の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・ 推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえ て、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進

○ 子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、すべての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等についての周知し、これら休暇等の取得を促進する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知 を図るとともに、特に男性職員の育児休業、育児短時間勤務又は 育児のための部分休業の取得促進について周知徹底を図る。
- ② 育児休業 Q&A 等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

イ 育児休業等体験談等に関する情報提供

○ 育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業を取得した経験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例を取りまとめ、職員に情報提供を行う。

ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。
- ② 幹部会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

エ 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付を行う。
- ② 復職時における OJT 研修等を実施する。

オ 育児休業等に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用 〇 部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行す ることが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用によ る適切な代替要員の確保を図る。また、育児短時間勤務の請求があ ったときは、任期付短時間勤務職員の任用制度や二人で一つの職を 占める並立任用制度の活用を図ること。

カ その他

- ① テレワークの実施に向け、適する職種と対象職員の選定、実施方法・実態等について検討を行う。
- ② 育児中の職員のための通勤用駐車場の確保に配慮する。

(4) 超過勤務の縮減

- ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜 勤務及び超過勤務の制限の制度の周知
 - 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務 及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、電子メール等による注意喚起を図るとともに、幹部職員による定時退庁の率先垂範を行う。
- ② 幹部職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。
- ③ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 各職員に業務処理計画表を作成させ、効率的な事務遂行を図る。
- ② 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討のうえ実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
- ③ 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。
- ④ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 部局・課ごとの超過勤務の状況を、人事当局等で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からのヒヤリングを行ったうえで、注意喚起を行う。
- ② 管理職に対する意識向上のための自己診断チェックリストの作成・配布を行う。
- ③ 人事当局は、各部局・課ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して幹部職員に報告し、幹部職員の超

過勤務に関する認識の徹底を図る。

④ 職員の勤務状況の的確な把握、各機関の実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図ること。

オ その他

○ 長時間の超過勤務者に対する遅出出勤を検討する。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 人事当局による取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管理職からヒアリングを行ったうえで、子育ての面から改善すべき点があれば協議して解決に努める。
- ② 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。
- ③ 子どもの予防接種実施日や授業参観日において年次休暇の取得促進を図る。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行 う。
- ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進
 - 〇 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気の醸成を図る。
- (6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正の ための取組
 - ① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正につい

ての情報提供や意識啓発を行う。

- ② 女性の管理・監督職による「相談員」を設置し、女性職員の相談に応じる。
- ③ 各年齢層に対して、研修を通じた意識啓発を行う。
- ④ セクシュアルハラスメント防止のための研修会を開催する。
- ⑤ 「特定職員による職場でのお茶くみ廃止」等について周知徹底 を図る。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。
- ② 施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて 行う。
- ③ 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対 応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

〇 子ども・子育てに関するボランティアリーダーを養成するため の講座等を開設する。

イ 子どもの体験活動等の支援

- ① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関するデータ ベースを作成し、職員の積極的な参加を支援する。
- ② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
- ③ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故予防について綱紀粛正通知による呼びかけを実施する。
- ② 公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

○ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域 住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動 等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

○ 職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用 し、家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。